

## 我孫子市製造工場等における工場製品の遠隔臨場に関する監督・ 検査試行要領

### (目的)

- 1 我孫子市製造工場等における工場製品の遠隔臨場に関する監督・検査試行要領（以下「本要領」という。）は、公共工事にかかる製品を製造する製造工場等において工場製品の検査を遠隔臨場により実施することで、受発注者の作業効率化を図るとともに、契約の適正な履行に必要な事項を定めるものである。

### (定義)

- 2 本要領における用語の定義は、次のとおりとする。
  - (1) 遠隔臨場 ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用し検査を行うことをいう。
  - (2) 検査 我孫子市工事請負約款に定める契約図書に基づく検査について、監督職員がその内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
  - (3) ウェアラブルカメラ ヘルメットや体に装着又は着用可能（ウェアラブル；Wearable）なデジタルカメラの総称（使用製品を限定するものではない。）

### (適用の範囲)

- 3 本要領は、遠隔臨場の機器を用いて、我孫子市工事請負約款に定める検査を実施する場合に適用する。

### (受注者の実施項目)

- 4 本要領に基づいた受注者の実施項目は、次のとおりとする。
  - (1) 施工計画書、機器ごとの検査要領書等（以下「施工計画書等」。）の作成
  - (2) 機器の準備
  - (3) 検査の実施

### (監督職員の実施項目)

- 5 遠隔臨場の機器を用いて検査を実施する場合の監督職員の実施項目は、次

のとおりとする。

(1) 施工計画書等の確認

(2) 検査の実施

(施工計画書等の受理)

6 監督職員は、受注者から本要領に基づき提出された施工計画書等の内容及び添付資料を基に、次の事項について確認し、受理する。

(1) 適用種別

本要領を適用する検査項目を確認する。

(2) 機器構成と仕様

本要領に基づいて使用する映像と音声に関する機器構成と仕様を確認する。

ア 映像と音声の撮影に用いる機器と仕様

イ 製造工場（臨場）にて使用するウェアラブルカメラ等の機器と仕様

(3) 記録した映像と音声を配信するための機器と仕様の確認

ウェアラブルカメラ等で作成した映像と音声を監督職員へ配信するために使用する機器と仕様を確認する。

(4) 検査の実施

適用する検査の実施方法を確認する。

(遠隔臨場による検査の実施)

7 遠隔臨場による検査において監督職員又は受注者が実施すべき事項は次のとおりとする。

(1) 事前準備

ア 自主検査報告書の提出

受注者は、事前に自主検査に係わる報告を監督職員に提出しなければならない。

イ 検査願の提出

受注者は設計図書に従って監督職員の検査が必要な場合は、あらかじめ検査願を監督職員に提出しなければならない。

(2) 撮影の実施

#### ア 資機材の確認

監督職員は、遠隔臨場による検査の実施に当たり、事前に受注者との双方向通信の状況について確認を行う。

なお、受注者は必要な準備、人員及び資機材等の提供に協力しなければならない。

#### イ 工場製品（臨場）の確認

製造工場等における工場製品の確認箇所の位置関係を把握するため、受注者は実施前に工場製品の状況を伝える。

#### ウ 実施

受注者は、工事名、工種、確認内容、設計値、測定値や使用材料等の必要な情報について適宜黒板等を用いて表示する。

記録に当たり、必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員による実施項目の確認を得ること。

また、終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督職員による実施結果の確認を得ること。

### (3) 記録及び保存

受注者は、遠隔臨場の映像と音声を配信するのみであり、原則、記録及び保存を行う必要はない。

映像と音声の録画は監督職員等から指示があった場合、P C等にて録画し、保存する。

### (4) 録画の編集

録画した場合、次の点について編集を認める。

#### ア 撮影時間

目的に照らして、不要な時間帯の記録は、削除可とする。

#### イ コントラスト等の調整

影などで視認しにくい映像のコントラスト等の調整は可とする。

#### ウ キャプション等の追加

目的に照らして、検査箇所等で区切りを挿入することや、確認内容の説明や目的内容を強調するためのキャプチャー等の挿入は可とする。

(5) 記録の確認

監督職員は、遠隔臨場の記録を保存した場合、録画内容を確認すること。

(6) 登録・保管

受注者が使用する PC にて録画し保存した記録については、次のとおり作成すること。

ア 電子媒体

納品媒体は CD-R、DVD-R、SD カード又は USB メモリを基本とする。

イ フォルダ構成

フォルダ構成は、ルート直下に各検査のフォルダを作成し、記録したファイルを収める。なお、録画した記録のない検査はフォルダの作成は不要とする。

ウ 管理ファイル

ルート直下に管理ファイルとして「検査の一覧」ファイルを作成する。記載した検査と各フォルダに収めたファイルとをリンクさせることが望ましい。また、「検査の一覧」のファイル形式は、「Word」形式とする。

エ 記録のファイル形式と容量

ファイル形式は、Windows Media Player で視聴可能なファイル形式とする。

ファイル容量は、1 ファイル 500MB 程度以下とする。画像を複数に分割した場合には「オ ファイル命名規則」に従う。

オ ファイル命名規則

ファイル命名規則は次のとおりとする。また、ファイル容量が一定量を超えた場合はファイルを分割することとし、分割した各々のファイル名の末尾に枝番（”\_” +n）を付すこととする。

[撮影年月日（半角数字 8 桁）]+”\_”+[検査名]

(7) ウイルス対策

受注者は、電子媒体が完成した時点で、ウイルスチェックを行う。ウイルス対策ソフトは特に指定はしないが、信頼性の高いものを利用

する。最新のウイルスも検出できるように、ウイルス対策ソフトは常に最新のデータに更新（アップデート）したものを利用する。

（検査職員の実施項目（書面検査））

8 遠隔臨場の機器を用いて「検査」を実施した場合の検査職員の実施項目は次のとおりとする。なお、遠隔臨場の記録を保存した場合は、実施の記録が監督職員に提出されていることを確認する。

（１） 施工計画書等の記載事項

監督職員が実施した施工計画書等の受理・記載事項の確認結果を確認する。

（２） 検査の実施状況の確認

監督職員による検査の実施結果を確認する。

（工事記録映像の活用）

9 工事記録映像の活用には、以下に留意する。

（１） 受注者は、被撮影者である当該製造工場等の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。

（２） ウェアラブルカメラ等を作業員に装着させて長時間撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる場合があるため留意すること。

（３） 受注者は、製造工場外ができる限り映り込まないように留意すること。

（４） 受注者は、公的ではない建物の内部等見られることが予定されていない場所が映り込み、人物が映っている場合は、人物の特定ができないように留意すること。

（５） 本要領によりがたい場合は、適宜受発注者間で協議すること。

附 則（令和３年１０月７日総行第３５８号部長決裁）

この要領は、決裁の日から施行する。